



発 監 第 3 号
平成 30 年 5 月 8 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 山根 弘和



琴浦町監査委員 桑本 始



定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成 29 年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成 30 年 4 月 24 日(火)、4 月 25 日(水)の2日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「工事請負等実施状況」「備品購入状況」「委託業務実施状況」「補助金交付状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては、概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 指導事項

(1) 債権回収及び滞納整理の促進

平成30年3月末の滞納額は、個人町民税 49,246 千円、法人町民税 1,319 千円、固定資産税 48,942 千円、軽自動車税 2,576 千円、国民健康保険税 68,154 千円、介護保険料 9,845 千円、後期高齢者医療保険料 389 千円、保育料 6,135 千円、児童クラブ利用料 43 千円、特別障害者手当返還金 483 千円、生活保護返還金 745 千円、児童扶養手当返還金 1,259 千円、ポート赤碓テナント使用料 699 千円、住宅使用料 42,285 千円、水道使用料 21,755 千円、集落排水使用料 4,317 千円、下水使用料 10,603 千円、集落排水分担金 596 千円、下水道負担金 21,177 千円、下水道分担金 157 千円、林原育英奨学金 66 千円、奨学資金貸付金 226 千円、住宅新築資金等貸付金 144,502 千円、大学入学資金 113 千円、学校給食費 341 千円、合計 435,973 千円、依然として多額の債権が滞納状況にある。

各部署では、債務者に対する訴訟手続や給水停止を行う場合など、個々の案件について、決裁時に町長説明を行っているとのことであるが、所管する債権全体の滞納状況について、報告を行っているかどうか、明らかではない。

担当課や担当者に情報がとどまっているものはないか、回収手続が行われず放置されたままになっているものはないか、各債権の状況把握及び必要に応じた担当部署への指示・指導等を行い、債権回収及び滞納整理の一層の促進を図られたい。

(2) 適確な勤務評定と勤勉手当及び昇給への反映

職員の勤勉手当の成績率は、琴浦町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第13条第1項で、勤務成績が特に優秀な職員、優秀な職員、良好な職員、良好でない職員の4区分に、また、昇給区分は、琴浦町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第26条第1項で、勤務成績が極めて良好である職員、特に良好である職員、良好である職員、やや良好でない職員、良好でない職員の5区分とされている。

平成27年6月、12月、28年6月、12月、29年6月の成績率は、職員全員が良好な職員とされ、29年12月は優秀な職員6人(2.8%)、良好な職員204人(94.0%)、良好でない7人(3.

2%)であった。

一方、平成 28 年1月及び 29 年1月の昇給区分は、全職員が良好である職員、30 年1月は良好である職員208人(99. 0%)、やや良好でない職員及び良好でない職員が各1人(0. 5%)であった。

勤勉手当の成績率や昇給区分については、まず、その前提となる勤務評定がしっかり行われていなければならない。勤務評定の改善について、評定者の能力向上等と併せて取り組みが行われていることは承知しているが、勤勉手当の成績率や昇給について、より適確な評価と実態の反映等により、更なる改善・充実を図りたい。

(3) 工事請負契約の100%落札

工事請負等実施調書によると、指名競争入札83件、随意契約15件、合計98件、指名競争入札のうち、建設課所管の町道梅田部落南線道路改良工事(3工区)、29 年 12 月4日当初契約、金額 30,672 千円及び、上下水道課所管の特環勝田地区(29-4工区)工事、30 年3月 12 日当初契約、金額 32,292 千円の2件が、落札率100%であった。

理由としては、労務や資材等の単価公表に伴う業者の積算能力の向上が挙げられているが、発注側の設計積算能力の向上も、業者同様もしくはそれ以上に必要と思われる。

さらに、予定価格の決定後、予定価格調書の厳重な保管等を含め、情報の漏れはないか、情報管理は万全かなど、今一度、確認点検する必要があると思われる。

工事請負契約において、最大限の費用対効果が発揮できるよう、今後とも十分留意されたい。

(4) グランサーモンによる琴浦町のPR促進等

町では、サーモンのブランド化を目指して、町内10店舗による新たなメニューの開発・発表、園児、児童生徒等へサーモンの情報提供等を実施している。29 年 12 月1日委託契約、金額 1,944 千円。

とっとり琴浦グランサーモンの情報は、琴浦町ホームページ内「食のるつぼ琴浦」→「町ぐるみで応援しています！“とっとり琴浦グランサーモン”」→「とっとり琴浦グランサーモンブランド化推進事業のHPはコチラ！」でようやく見ることができる。

今後、各店舗でのサーモン料理の提供・販売が本格化するにあたり、町民はもとより、だれでも簡単にグランサーモンの情報が入手できるよう、改善を図りたい。

また、町が観光情報発信業務を委託している町観光協会のホームページの外国語表記は、

現在、英語だけであるが、今後グランサーモンのPRを含めて、韓国語、中国語(簡体字、繁体字)等による観光情報の発信が必要と思われる。

なお、観光協会ホームページの「海鮮」に、すでに営業を行っていない店舗名が残っている。速やかに修正するよう指導されたい。

琴浦グランサーモン及び海鮮のまち琴浦の国内外への積極的なPR及び、販売及び誘客促進により、琴浦町の更なる活性化を図られたい。

(5) 道路占用料の早期調定

一般会計の歳入で、西日本電信電話株式会社、中国電力株式会社等に対する道路占用料等の調定時期は、年度後半、特に3月が最も多い。従来、新設・廃止等の増減の確定後、調定しているとのことであるが、年度当初に占用する場合、速やかに調定を行い、中途で変更がある場合は、その時点で、修正(追加または減額)を行うべきものとする。

検討の上、善処されたい。29年度調定額 6,345 千円。